

(3) 労働衛生教育

対象物質等を製造し、又は取り扱う業務に従事している労働者に対しては速やかに、また、当該業務に従事させることとなった労働者に対しては従事させる前に、次の事項について労働衛生教育を行ってください。

- ア 対象物質の性状及び有害性
- イ 対象物質等を使用する業務
- ウ 対象物質による健康障害、その予防方法及び応急措置
- エ 局所排気装置その他の対象物質へのばく露を低減するための設備及びそれらの保守、点検の方法
- オ 作業環境の状態の把握
- カ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
- キ 関係法令

また、上記の事項に係る労働衛生教育の時間は計4.5時間以上としてください。

(4) 労働者の把握

対象物質等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録してください。

- ア 労働者の氏名
 - イ 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間
 - ウ 対象物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要
- なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めてください。

(5) 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付

※対象物質のうち「表示・通知対象物」、「通知対象物」に該当する物質(2ページの表を参照)については、これらの措置のうち、労働安全衛生法(安衛法)で義務付けられているものは、「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」(表示指針)ではなく、安衛法第57条、第57条の2、第101条の規定が優先されます。

○対象物質等を譲渡又は提供する場合は、表示指針第2条及び第3条の規定に基づき、相手方に化学物質等安全データシート(MSDS)の交付等により名称等を通知するとともに、容器又は包装に名称等の表示を行ってください。

○労働者に対象物質等を取り扱わせる場合は、表示指針第6条第1項及び第2項の規定に基づき、容器又は包装に名称等を表示するとともに、MSDSを作成してください。

○対象物質等を労働者に取り扱わせる場合は、表示指針第7条第1項の規定に基づき、MSDSを作業場に掲示する等により労働者に周知してください。

